

目 次

告 示	ページ
15 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	1

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 15 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、平成 27 年 10 月 10 日から実施した。

平成 27 年 11 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表佐渡市事務所の項中

「	〃	相川支店	」
	〃	高千出張所	
	〃	佐和田支店	
	〃	金井支店	
	〃	吉井出張所	
	〃	新穂支店	
	〃	畑野支店	
	〃	真野支店	
	〃	小木支店	
	〃	赤泊支店	
	〃	両津支店	
	〃	加茂出張所	
		羽茂農業協同組合 本所	

を

「		<p> // 相川支店 // 佐和田支店 // 金井支店 // 新穂支店 // 畑野支店 // 真野支店 // 小木支店 // 赤泊支店 // 両津支店 羽茂農業協同組合 本所 </p>	」
<p>に改める。</p>			